## 若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェの指定管理者募集要項

## 1. 趣旨

若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び若桜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第20号。以下「手続き条例」という。)第2条に基づき、以下のとおり指定管理者を募集する。

#### 2. 公の施設の概要

## (1) 公の施設

名	称	若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェ
所	在	八頭郡若桜町大字若桜345番地2
		(若桜鉄道若桜駅 駅舎本屋内店舗)

別紙、「若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェの管理運営業務仕様書」のとおり

(2) 指定管理者が行う業務等

別紙、「若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェの管理運営業務仕様書」のとおり

(3) 管理施設の利用期間及び利用時間

若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェ(以下、「駅ナカ店舗」という。)の利用期間及び利用時間は、事業計画書に記載し若桜町の承認を得て定めるものとする。なお、当該施設が最大限の利用者に供されるよう努めなければならない。

3. 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで ただし、手続き条例において定める指定の取消等に至ったときは、その限りではない。

## 4. 利用に係る料金及び指定管理料の取扱い

## (1) 利用に係る料金に関する事項

駅ナカ店舗の利用に係る料金(以下、「利用料金」という。)は、別添の若桜駅駅ナカ店舗の設置及び管理に関する条例(令和2年条例第1号。以下「駅ナカ店舗条例」という。)第5条第項の規定により<若桜町使用料徴収条例(昭和39年条例第339号。以下「使用料徴収条例」という。)で>定める額の範囲内で、事業計画書に記載し若桜町の承諾を受けた額とする。なお、利用料金の上限額の引上げを希望する場合は、あらかじめ事業計画書に記載し若桜町の承諾を受け、駅ナカ店舗条例が改正された後に定める額の範囲内とする。

また、指定管理者は利用促進のため、あらかじめ若桜町の承認を得て、自ら料金を徴収できる事業(以下「自主事業」という。)を実施することができるものとし、利用料金、自主事業等その他収入は指定管理者の収入として収受させるものとする。なお、自主事業をあらかじめ事業計画書に記載し若桜町の承認を受けた場合は、あらためて若桜町の承認を受ける必要はない。ただし、自主事業が、施設の理念に反するもの、公序良俗に反する場合は承認しない。

#### (2) 指定管理料に関する事項

町の支払うべき管理費用(指定管理料)については、あらかじめ事業計画書に記載された合理的な管理に要する費用の総額に対し、利用料金その他収入をもってもなお不足が見込まれる額を基本的な上限額として協議することとし、駅ナカ店舗の指定管理者の指定後、公の施設の管理に関する協定(以下、「基本協定」という。)及び年度ごとに定める協定(以下、「年度協定」という。)の締結を行う際に定めるものとする。

(3) 余剰金の取扱い

各事業年度の実績における余剰金の取扱いは、あらかじめ協議のうえ定める。

5. その他の指定管理者に関わる事項

指定管理者に指定された者は、指定期間における基本的な事項を定める「基本協定」

及び年度ごとに定める「年度協定」で次の事項について協議のうえ締結する。 別紙、「若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェの管理運営業務仕様書」のとおり

6. 募集から業務開始までのスケジュール

(1) 募集開始 令和7年11月7日(金)

(2) 現地説明会申込 令和7年11月12日(水)17時まで

(3) 現地説明会 令和7年11月14日(金)14時 現地集合

(6)質疑等の回答期限 令和7年11月25日(火)随時回答

(7) 指定申請書類提出期限 令和7年11月28日(金)正午までに必着

(8) 選定委員会日程の通知 令和7年11月28日(金)以降

(9) 選定委員会(面接審査) 令和7年12月8日(月)

(10) 選考結果の公表 令和7年12月中旬ごろに通知

(12) 協定の締結令和8年3月上旬(13) 業務の引継ぎ等令和8年3月末まで

## 7. 申請(応募)の資格

応募者の資格は以下に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 若桜町に住所を有する又は指定管理者の指定後に住所を有する予定の法人その他の団体であること(法人格の有無は問わない)。

また、複数の団体で構成されたグループでも応募できるが、個人で応募することはできない。

- (2) 団体または代表者が次に該当しないこと。
  - ①法律行為を行う能力を有しない者
  - ②破産者で復権を得ない者
  - ③地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、若桜町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
  - ④地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、 その処分の日から2年を経過しない者。
  - ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及びその統制下にある団体または構成員。
  - ⑥禁固以上の刑の執行を終わってから、または執行を受けることがなくなってから2年 を経過していない者。
  - ⑦市町村税を滞納している者。
  - ⑧宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体。
  - ⑨政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする団体。
- (3) 施設の管理運営能力を有する者。
- (4) 若桜町の地域振興に積極的で、利用者との連携が図れる者。

## 8. 申請手続き

- (1)申請受付期間等
  - ①申請書類提出期間及び提出先

提出期間	令和7年11月7日(金)から令和7年11月28日(金)まで日の
	うち、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律
	第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。
	ただし、11月28日(金)の午前9時から正午までとする。
提出先	〒680-0792 八頭郡若桜町大字若桜 801 番地 5
	若桜町役場 企画政策課
提出方法	持参又は郵送(必着)

## ②申請書類等の交付方法

令和7年11月7日(金)から令和7年11月28日(金)正午までの間にインターネットの若桜町ホームページ(http://www.town.wakasa.tottori.jp/) から入手すること。

## (2) 現地説明会

- ①日時:令和7年11月14日(金)14時
- ②場所:若桜駅駅ナカ店舗 わかさカフェ (八頭郡若桜町大字若桜345番地2)

なお、現地説明会を希望する者は、件名を「若桜駅駅ナカ店舗わかさカフェ現地説明会申込」として、法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、令和7年11月12日(水)正午までに役場企画政策課(kikaku@town. wakasa. tottori. jp)まで電子メールで申込すること。なお、メール送付後に受信確認のため、電話連絡をすること。

(3) 質疑等に関する問合わせの取扱い

本件に関しての質疑は、質疑書(様式⑥)を作成し、令和7年11月19日(水)15時までに件名を「若桜駅駅ナカ店舗わかさカフェ公募質疑」として電子メールで役場企画政策課(kikaku@town.wakasa.tottori.jp)に提出すること。なお、メール送付後に受信確認のため電話連絡すること。原則として訪問、電話、ファクシミリでの質疑は受け付けない。

(4) 質疑に対する回答

上記(3)の質疑については、令和7年11月25日(火)を回答期限とし、令和7年11月28日(金)までの間、インターネットの若桜町ホームページにより随時閲覧に供する。

#### 9. 申請(応募)に係る提出物

若桜町の公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則(以下、「手続き規則」 という。)に基づき、次の書類を提出すること。

## (1)提出書類

- ①指定申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式①)
- ③収支予算書(様式②) ※年度別の個表はA3サイズ可
- ④管理体制図「組織、役割等の管理体制が分かる書類」(任意様式)
- ⑤運営マニュアル[施設運営の手法・内容が分かる書類](任意様式)
- ⑥事故等応急対応マニュアル (任意様式)
- ⑦添付書類
  - ア 団体の概要(様式③)
  - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずる書類
  - ウ 法人にあっては、登記簿謄本(3ヶ月以内に取得したもの)
  - エ 印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)
  - オ 役員の名簿及び履歴書(履歴書は、申請者の所在が若桜町以外の場合)
  - カ 上記 7. 申請(応募) 資格(2) ①~②を証明する書類(本籍地の市町村戸籍係で代表者の「身分証明書」をとってください。なお、この証明書は、資格を確認する目的以外には使用しません。)
  - キ 上記 7. 申請(応募)資格(2)③~のに該当しないことの申告書(様式④)
  - ク 団体等における、申請の日の直近1年間の市町村税が滞納でない証明(納税証明 書等)
  - ケ 団体等における、申請の日の直近3ヶ年度分の事業(営業)報告書又はその他団 体等の業務の内容を明らかにすることができる書類(過去3ヶ年度分)
  - コ 団体等における、申請の日の直近3ヶ年度分の収支決算書(貸借対照表及び損益 計算書)又はその他団体等に係る財務の状況を明らかにすることができる書類(過 去3ヶ年度分)

- サ 複数の団体で構成されたグループでの申請の場合は、各団体の役割、責任分担が分かる書類(任意様式)を提出すること
- シ その他町長が必要と認める書類

#### (2) 提出部数

7部(正本1部 副本6部)

## (3) 留意事項

- ①必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがある。
- ②応募1団体または1グループにつき、申請は1件とする。
- ③グループ応募の場合には、構成員ごとに(1)⑦の添付書類を作成のこと。
- ④提出された書類に虚偽または不正があった場合は、失格とする。
- ⑤提出された書類の内容を変更することはできない。
- ⑥提出された書類は返却しない。
- ⑦応募に関して必要となる経費は応募者の負担とする。
- ⑧指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式⑤)を提出すること。
- ⑨指定管理者として指定された団体以外は、応募者名を公表しない。
- ⑩提出書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあるが、個人情報等は非公開とする。
- ①募集期間終了後における書類の再提出や差し替えは原則認めない。

#### 10. 選考の基準等

## (1) 指定管理者の候補者の選定

8.申請手続き(1)により提出のあった申請については、若桜町指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置する「若桜町指定管理者選定委員会」が評価を行い、手続き条例第4条に規定する指定管理者の候補者を町長が選定する。

## (2) 評価・選考方法

若桜町指定管理者選定委員会は、<mark>別表の選考基準</mark>に基づき、申請内容について公平かつ適正な評価を行う。

若桜町指定管理者選定委員会は令和7年12月8日(月)若桜町役場で開催する。開始時期は令和7年11月28日(金)以降にメールで通知するので、申請者は出席し、申請者ごとに申請内容の説明(20分程度を予定)を行うこととする。

なお、申請者は別室で待機し、説明時のみ入室し説明を求めるが、当日に追加資料の 提出はできないものとする。

#### (3) 選考結果の通知

申請者全員に書面により指定管理者の候補者に決定した者の名称を選考結果として送付する。なお、選考結果に対する一切の意義申し立ては受け付けないものとする。

#### (4) 無効又は失格

下記の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ④虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤資金事情の悪化等により事業の履行が確実でないと認められる場合
- ⑥著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合
- ⑦その他、若桜町指定管理者選定委員会の協議の結果、評価を行うにあたって不適当と 認められる場合

#### 11. 指定管理者の指定

町長は、指定管理者の候補者について、若桜町議会の指定の議決を経て、正式に指定管理者として指定する。

若桜町議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事案が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。なお、若桜町議会で指

定の議決が得られないかった場合においても、駅ナカ店舗の指定管理者募集に係る業務及び管理の準備のために支出した経費は、一切補償しない。

## 12. その他

- (1)提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。また、提出書類で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- (2) 提出書類は、特に指定がある場合を除き、A4版普通紙の使用を基本とすること。文章は横書きを基本とし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色は指定しない。
- (3) 町長が本案件に関し、報告、公表等のために必要と認めた場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、若桜町情報公開条例(平成12年条例第19号)に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は、一切返還しないものとする。
- (5) 指定管理者に指定された後は、指定管理期間以前における必要な手続その他の準備行 為は行うことができる。なお、必要な手続きその他準備のために支出した経費は、一切 補償しないものとする。

# 指定管理候補者 審査基準

	個別審査項目				評価	得点		
	指定管理者としての適性	(1) 町が示す施設運営方針に適合した事業計画で、施設の現状を把握し、今後の運営について具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	4	3	2	1	
1		(2) 町や関係団体と緊密に連携し、責任をもって事業に取り組む姿勢があるか。	5	4	3	2	1	
1		(3) 苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できるか。	5	4	3	2	1	
		(4) 危機管理体制は整っているか。	5	4	3	2	1	/20
	施設の有効利用	(1) すべての町民(障がい者及び高齢者を含む)が平等に利用できるように配慮されているか。	5	4	3	2	1	7 2 0
		(2) イベント等の提案がなされているか。	5	4	3	2	1	
2		(3) 地元雇用や町内業者の活用(地産地消)などの配慮がなされているか。	5	4	3	2	1	
		(4) 若桜町民の利用を優遇する方策がとられているか。	5	4	3	2	1	/20
2	実効性	(1) 事業計画(損益計画)は、現状に照らして、実行可能性が あり、適切に作成されているか。	5	4	3	2	1	, = -
3		(2) 資金計画は、適切に作成されているか。	5	4	3	2	1	/10
	人材の確保・育成	(1) 指定管理業務に係る職員体制(基本方針・人員配置・処遇等)の想定及び確保の見通しは、十分なものか。	5	4	3	2	1	, , =
4		(2) 研修等、職員のスキルアップの方策は講じられているか。	5	4	3	2	1	
		(3) 労務管理規程を整備するなど、職員の勤務体制や人件費 等、職員の適正な労働条件の確保は可能か。	5	4	3	2	1	/15
	その他	(1) 指定管理者候補者の財政基盤は安定しているか。	5	4	3	2	1	
5		(2) 類似施設や関連業務の実績はあるか。若桜町内に事務所を 置いているか(置く予定はあるか。)。	5	4	3	2	1	
		(3) 法令に基づく施設の適正な管理や、個人情報保護等について遵守されているか。	5	4	3	2	1	<b>∕15</b>
	合計点数							
	HII///XX							/80